55歳を超える職員の給与の抑制(減額)について

55歳を超える職員については、給与規程附則(平成22年12月27日)第2項により、本給月額が減額となります。対象となるのは、般(一)6級以上、教(一)5級、教(三)4級、医(二)6級以上、医(三)6級以上の職員のうち、当該年度の4月1日に55歳に達している職員です。

1. 通常の場合の減額

「A:新本給月額」から「C:減額」を控除した額である「B:減額後の支給額」が支給されます。

(1) A: 新本給月額

 (2)
 B:減額後の支給額
 C:減額

「C:減額」は、「A:新本給月額」に100分の1.5を乗じた額

2. 平成27年3月31日の現給保障を受けている場合の減額

平成27年3月31日の現給保障を受けている職員については、経過措置額についても 減額調整を行います。



55歳に達した年度の翌年度の4月から③+⑤が支給額になります。

「④:減額」は、「①:新本給月額」に100分の1.5を乗じた額「⑥:減額」は、「②:経過措置額」に100分の1.5を乗じた額

【参考】

平成27年3月31日の現給保障については、給与係HPのトップから 「昇給制度」→「経過措置(現給保障)について(PDF)」でご確認ください。

URL: http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/jinji/kyuyo/honkyu/keikasoti.pdf

給与明細では、「本給(経過措置額含む)」+「本給の調整額」 が 「本給支給額」の欄に表示されます。